

ID: 14

担当部署: 住民課

処分の概要	登録廃止の承認		
例規名 根拠条項	高根沢町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 第8条第2項(第11条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成5年条例第1号		
【基準】			
第8条の規定による。 (認可地縁団体印鑑の登録の廃止)			
第8条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、町長に対し、町長が定める書面に登録された認可地縁団体印鑑を押印し、自ら申請しなければならない。			
2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、前項の規定にかかわらず、町長が定める書面に個人印鑑を押印し、直ちに認可地縁団体印鑑の廃止を申請しなければならない。			
3 町長は、認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査の上、認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日